

## 「渚の交番拠点施設」における飲食店の出店者募集プロポーザル実施要項

### 1. 募集趣旨

一般社団法人「みんなでびぜん」（以下「みんなでびぜん」という）は、公益財団法人日本財団の「渚の交番事業」の採択を受け、国立公園に指定されている備前市日生の頭島に地域資源を活かした観光振興及び地域活性化を目指し、頭島グラウンドゴルフ場の一角に「渚の交番拠点施設」（以下「拠点施設」という）を建設します。

拠点施設は、多目的室、研究施設、交流広場、物販スペース、飲食スペース等で構成され、備前市日生の固有の海洋を「守る」・「学ぶ」・「体験する」拠点として、海洋教育・海洋体験・海洋研究を展開していきます。

この拠点施設の2階西側に瀬戸内海を展望できる飲食スペースを設置します。本件は、拠点施設の目的を踏まえ、来訪者等に対し、この飲食スペースで飲食物を提供できる出店候補者を募集するものです。

飲食スペースには、拠点施設の利用者の利便性を向上させるだけでなく、それ自身が拠点施設や地区内の観光資源と一体となって、市民の憩いの場あるいは観光地としての魅力を高めるとともに、食育の場としての役割を果たしてくれることを期待しています。

このため、飲食サービスの提供に関してのノウハウや実績のある民間業者から提案を求め、それを評価するプロポーザル方式により、出店候補者を選考するものとします。

本実施要項は、この趣旨に則った「渚の交番拠点施設」における飲食店の出店者に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものである。

### 2. 施設概要

(1) 施設の所在	備前市日生町日生 3518 番地 20（別紙1参照）
(2) 施設構造	鉄骨造
(3) 施設面積	377.44 m <sup>2</sup> （建築基準法上一部屋外を含みます）
(4) 運営主体	一般社団法人「みんなでびぜん」
(5) 営業時間	9：00～17：00 水曜定休（予定）

### 3. 物件概要

(1) 店舗面積	88.38 m <sup>2</sup> （厨房 12.53 m <sup>2</sup> 、客席 62.95 m <sup>2</sup> 、トイレ 5.34 m <sup>2</sup> 、洗面所 2.83 m <sup>2</sup> 、検収室 3.51 m <sup>2</sup> 、物入 0.87 m <sup>2</sup> 、PS 0.35 m <sup>2</sup> （別紙2参照）
(2) 屋外テラス	基本的にはフリースペースとする。ただし、テイクアウトのお客様の利用は認める。

- |               |   |
|---------------|---|
| (3) 水道・排水     | 毎月使用分を「みんなでびぜん」に支払い                                       |
| (4) ガス        | 拠点施設にガス供給なし（必要ならば個別契約）                                    |
| (5) 電気        | 中国電力（飲食店分は個別契約）   |
| (6) 備品        | 「みんなでびぜん」で基本厨房機器として予算 250 万円有<br>上記機器以外の必要な備品は出店者で準備すること。 |
| (7) グリストラップ   | 飲食店用のグリストラップを設置予定（飲食店で管理すること）                             |
| (8) インターネット環境 | Wi-Fi 環境対応  |
| (9) 従業員駐車場    | 1 台 2,500 円/月   |

#### 4. 出店期間

拠点施設開館（令和 3 年夏を予定）から 3 年間とする。ただし、契約違反等があったときはこの限りではない。3 年経過後は、出店者と「みんなでびぜん」との協議により、随時更新することとする。

#### 5. 店舗設計の基本的な考え方

事業提案にあたっては次の点に留意してください。

##### (1) 集客への寄与

- ・店舗自身のサービス内容やブランド力によって、周辺の観光資源と相乗効果を発揮して市内外からの誘客に貢献する店舗であること。

##### (2) 地域ブランド価値への寄与

- ・店舗や提供するサービスが備前市の観光地としてのブランド力を強化する力を持つこと。

##### (3) 地域経済への貢献

- ・地域産品を積極的に活用し、地域経済に好影響を与える店舗であること。

##### (4) 安定的かつ継続的な店舗運営

- ・日常的にサービス向上に努めるとともに、効率的、安定的、継続的な店舗運営を行うこと。
- ・安全管理、衛生管理を徹底すること。

#### 6. 出店条件

##### (1) 営業日・時間等

飲食スペースの営業日・時間については、午前 11 時から午後 5 時までは必ず営業する時間とし、それ以外の時間については、午前 7 時から午後 10 時までの範囲内で提案していただきます。

拠点施設の営業時間・休業日は週 1 日（水曜日）、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）の休業を予定しており、これを除く日の午前 9 時から午後 5 時まで

の営業を想定しています。また、当該施設や頭島でイベントを開催する場合は、営業時間の延長等について協力を求める場合があります。

## (2) メニュー

以下の観点からメニューを検討し、提案してください。

- ① 喫茶メニュー及び食事メニューは必ず提供してください。
- ② 団体客（修学旅行者等）向けの食事提供が可能な場合は提案してください。  
（飲食スペースだけで対応できない場合、多目的室の使用も可とする）
- ③ テイクアウト用飲食物の販売やアルコール類を取り扱うことも可とします。
- ④ 日生の食材を使ったメニューを必ず取り入れること。

## (3) 価格の設定

販売価格は、出店者が任意で設定してください。ただし、修学旅行者向けメニューの価格は「みんなでびぜん」と協議して決めること。

## (4) 出店に係る費用等

- ① 出店料  
月額 150,000 円
- ② 光熱水費・通信費  
全額、出店者の負担とします。
- ③ 店舗修繕費  
出店者と「みんなでびぜん」で協議の上、整備分担を決定します。  
初期導入厨房設備・照明設備・給排水設備等で出店者の入替が生じても継続して使用できる物は、原則として「みんなでびぜん」が予算の範囲内で整備を行います。それ以外は出店者の負担とします。

## 7. 入居上の制限等

### (1) 店舗の制限

- ① 5 (4) ③に該当する設備の配管・配線等は「みんなでびぜん」で行います。
- ② 維持保全のため通常必要とする修繕費、その他の経費は、出店者の負担とします。
- ③ 出店者は、一定規模以上の店舗の修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に「みんなでびぜん」の承認を受けることとします。
- ④ 外壁への看板の取り付け及び店舗外に移動式の看板を設置する際は、設置場所、設置方法、デザイン等について、「みんなでびぜん」との協議を必要とします。

## (2) 防災上の配慮

- ① ガス及び裸火については、店舗厨房内のみでの使用とし、それ以外の区域での使用は禁止とする。
- ② 出店にあたり、関係する法令について、あらかじめ行政協議を行ってください。

## (3) 商品の納品・廃棄物の搬出

- ① 商品の納品にあたっては、拠点施設西側の区画に駐車し、南側のスロープをご利用ください。
- ② 店舗内で販売した商品・包装等から発生する全ての廃棄物は、回収に必要な容量のごみ箱を出店者の負担で設置することとします。設置したごみ箱内の廃棄物の処理については、出店者の責任で行い、処理費用も出店者の負担とします。ごみ箱を設置する場所は、「みんなでびぜん」が指定する場所とし、常に清潔に保ってください。

## (4) 清掃・防災対策

- ① 店舗に係る清掃は、出店者自ら行ってください。
- ② 店舗に係る防災対策は、出店者自ら行ってください。

## (5) 損害賠償

- ① 出店者は、自らの責めに帰する理由により、店舗の全部又は一部を滅失し、又は損傷したことにより、「みんなでびぜん」に損害を与えたときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償額として、「みんなでびぜん」に支払わなければならない。ただし、原状に回復した場合は、この限りではない。
- ② 前号に掲げる場合のほか、出店者が業務の不履行、その他の事由により、「みんなでびぜん」に損害を与えたときは、出店者は、その損害額に相当する金額を損害賠償額として、「みんなでびぜん」に支払わなければならない。
- ③ 出店者が第三者に損害を与えた場合は、全て自己責任でその損害を賠償しなければならない。

## (6) 原状回復

- ① 出店期間が終了、又は出店が取り消された場合には、出店者は、直ちに自己の負担により使用した施設を原状回復して返還してください。出店者自らが設置したものについては、出店者の負担により撤去となります。この際には、出店者から「みんなでびぜん」に対して一切の補償を請求することはできません。

- ② 出店者が原状回復の義務を履行しない場合、「みんなでびぜん」は、出店者の負担においてこれを行うことができます。

(7) その他

- ① 店舗内はすべて禁煙とします。
- ② 店舗の設置・運営にあたっては、関係法規に定める事項を遵守してください。

8. 応募者の資格

次の事項をすべて満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（昭和 14 年法律第 15 号）の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定される者でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ④ 飲食店で 3 年以上の営業実績を有する者又はそれに類する者のプロデュースの基、運営ができる者。
- ⑤ 法人及び代表者が公租公課税の滞納がないこと。
- ⑥ 保健所から、行政処分を過去 2 年間受けていないこと。
- ⑦ 公共の安全と福祉を脅かす恐れのある団体に属していないこと。
- ⑧ 食品衛生責任者の資格を有すること。

9. 応募スケジュール及び手続き

(1) 実施要項等資料の配布

配布期間	令和 3 年 2 月 12 日（金）～令和 3 年 3 月中旬
配布場所	備前市里海・里山ブランド推進協議会ホームページ

(2) 参加申請書

提出期間	令和 3 年 2 月 12 日（金）～令和 3 年 3 月中旬
提出書類	① 参加申請書（様式第 1 号） ② 会社概要書（様式第 2 号） ③ 応募資格に関する書類（様式第 3 号）
提出方法	持参又は郵送
備考	応募資格に関する書類（様式第 2 号）の中で、応募資格を満たさない

	場合は、失格となります。
--	--------------

### (3) 質問及び回答

提出期間	随時受付
提出書類	質問及び回答書（様式第4号）
提出方法	持参、FAX 又は電子メール
回答方法	参加申請者に電子メールで回答

### (4) 応募書類

提出期限	参加申請書受付後に提示します
提出書類	① 事業提案書（様式は任意とする） ② 収支計画書（様式第5号）
提出方法	持参又は郵送
備考	事業提案書の様式は任意ですが、以下の項目は必ず入れてください。 ・出店への想い、動機 ・コンセプト、セールスポイント ・メニュー（テイクアウト含む）、サービス ・顧客設定、運営計画、人員配置等

### (5) 書類の提出先

一般社団法人「みんなでびぜん」事務局（備前観光協会内） 〒701-3202 備前市日生町寒河 2570 番地 31（サンバースビル1階） TEL：0869-72-1919 FAX：0869-72-0066 MAIL： <a href="mailto:minnabizen@gmail.com">minnabizen@gmail.com</a> 担当：川股（かわまた）
--

## 10. 選定スケジュール及び方法

### (1) 出店候補者の決定方法

「渚の交番拠点施設」における飲食店の出店者募集プロポーザル選定審査委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、事業提案書を基に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、総合的に最も優れた提案者を出店候補者として決定します。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

実施時期	令和3年3月中旬～下旬
通知内容	日時、会場、方法等を応募者に文書で通知します。

実施方法	事業提案書を基に、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。
------	---------------------------------

(3) 出店候補者の決定

通知時期	令和3年3月下旬～4月上旬
通知方法	出店候補者にのみ文書で通知します。
結果の公表	審査結果については、HPで公表します。
備考	審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては受け付けません。

11. その他

- (1)参加申請書受理後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第6号）を提出してください。
- (2)出店候補者が次に掲げる事項に該当したときには、出店候補者の決定を取り消すことがあります。
  - ① 出店候補者の資金事情の変化等により店舗の設置・運営の履行が困難であると「みんなでびぜん」が判断したとき。
  - ② 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店候補者が出店者としてふさわしくないと「みんなでびぜん」が判断したとき。
  - ③ 出店候補者が応募者の資格を喪失したとき。